

教育委員会会議録

令和8年（2026年）8月定例教育委員会会議

開 会 日	令和8年（2026年）8月27日（木）	
開 会 時 間	午後2時00分 ～午後5時26分	
開 会 場 所	S P r i n g 熊本花畑町 7階 D会議室 ※一部オンライン開催 オンラインでの出席者については各執務室	
出 席 者	委 員 会	遠藤洋路 教育長 西山忠男 委員 澤栄美 委員 村田慎 委員 清田晃子 委員
	事 務 局	吉田潔 教育次長 梶原勢矢 教育次長 中川浩二 教育総務部長 榎木敏之 学校教育部長 他
提 出 議 案	議第50号 臨時代理の報告について 議第51号 熊本市就学援助規則の一部改正について 議第52号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について	
協 議	(1) 藤園中学校・教育センター一体整備及び城東小学校整備基本計画（素案） (2) 部活動における児童生徒の安全な移動に関する通知について	
報 告	(1) 令和9年度（2027年度）熊本市立学校管理職等採用選考試験の志願状況等について (2) 令和9年度市立高等学校使用教科用図書の採択について (3) 令和9年度（2027年度）熊本市立平成さくら支援学校使用の附則第9条図書（一般図書）の採択について	
署 名	西山忠男	
	遠藤洋路	
会議録作成者	教育政策課 有働 真帆	

〔開会の宣告〕 遠藤洋路 教育長 〔会議の成立〕 遠藤洋路 教育長 遠藤洋路 教育長 〔公開の審議〕	令和8年8月定例教育委員会会議を開会いたします。 本日は、私のほか4人（3人以上で成立）の委員が出席しておりますので、この会議は成立しております。 会議規則第14条第2項の規定に基づき、会議録署名人の指名を行います。会議録署名人は、西山委員と私とします。よろしくお願いいたします。 本日の会議の内容につきましては、会議日程のとおりですが、通知しておりました案件のうち、「協議（1）藤園中学校・城東小学校の魅力ある学校づくり基本計画（素案）について」は、「藤園中学校・教育センター一体整備及び城東小学校整備基本計画（素案）」へ、案件名を訂正しております。
日程第1 前回会議録等承認 遠藤洋路 教育長	それでは、「日程第1 前回会議録等承認の件」に入ります。 7月23日開催の令和8年7月定例教育委員会会議録及び、8月7日開催の令和8年第4回臨時教育委員会会議録を各委員のお手元に配布しております。この会議録等を承認することに、ご異議はありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。前回会議録等は、承認することに決定いたします。
日程第2 事務局報告の件 ・（1）事業・行事等報告について 日程第3 議事 ・議第50号 臨時代理の報告について	

《杉本佳秋 指導課長 提出理由説明》

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第51号 熊本市就学援助規則の一部改正について

《上坂恭士 学務支援課長 提出理由説明》

遠藤洋路 教育長

義務教育学校は小学校、中学校と違う学校種ですので、義務教育学校というのを追加するということ、それ以外のところについては、内容的な修正というよりは、技術的な修正となっておりますので、あまり議論する内容的なものは私はないかなというふうに思っております。何かこれでここに紛れ込ませてすごく大事なことが改正されているとか、そういうことはないのご安心ください。

西山忠男 委員

本市の義務教育学校は天明みらい学園が初めてですよね。今後、義務教育学校の設置の予定はあるのでしょうか。

遠藤洋路 教育長

今のところありません。もちろん今後いろんな展開があった上で新しい義務教育学校をつくりましょうというふうになることは将来あるかもしれませんが、今予定しているものはありません。

ほかによろしいですか。

では、ほかになれば採決を行います。

議第51号 熊本市就学援助規則の一部改正について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声）

遠藤洋路 教育長

ご異議なしと認めます。

議第51号については原案のとおり決定いたします。

〔採決〕 【原案どおり承認された】

・議第52号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について

《田口清行 総合支援課学校問題対応チーム教育審議員 提出理由説明》

西山忠男 委員

委員の委嘱の件は全く異存ございませんが、形式的なことで恐縮ですけど、これまでこういう審議会委員の名簿を出すときには、各委員の横に新任か継続かというのが書いてあったと思うんですけど、今回は新任の委員名簿と旧の委員名簿が並列されているつくりになっていますが、これは形式がこういうふうに変わったんですか。

田口清行 総合支援課
学校問題対応チーム教育
審議員

申し訳ございません。そこにつきましては形式のほう、前回の委嘱の際にこのような形をしておりましたので、このような形で示させていただきました。次回以降は、そのあたりも含めて形式の整えを進めていきたいと思います。申し訳ございません。

西山忠男 委員

つまらないことで恐縮なんですけど、やはり新任か継続かと横に書いてあったほうが分かりやすいんですね。今の形式だとページをめくって旧と新と比較しないと分からないので、ちょっと面倒くさいということだけなんです。よろしくお願いします。

遠藤洋路 教育長

様式が決まっているわけではありませんけど、今ご指摘がありましたので、今後分かりやすいように新任と継続というのを書くように、ほかの審議会の委員も含めてしたいと思います。

澤栄美 委員

任期が2年ということでご説明の中にも岡野委員と田中委員は任期を終えてというご説明だったと思うんですけど、基本的に任期は2年ということで、ほかの残られた3人は任期を終えて次の任期をとという意味ですよね。この方たちが大体何年ぐらいされているかというの分かるほうがいいかなと。やはりいろんなことに言えると思うんですけど、新しく替わっていくところも必要、前のことを知っている人も必要ということだと思うので、大体どのぐらいされているかというの今分かれば教えていただくといいし、また次に任期、委嘱期間のこととかがあったときでもいいんですけど、お分かりでしたら教えてくださいということです。

田口清行 総合支援課 学校問題対応チーム教 育審議員	すみません、4ページのほうをご覧くださいよろしいでしょうか。 4ページのほうに体罰等審議会につきましてまとめさせていただいている中で、委員及び任期ということで5名の方々を委員としてお願いしているところですけど、藤中氏は会長を務めていただいておりますけど、藤中氏におきましては令和4年7月20日から委員に就任いただいていると。それから岡野委員につきましては、今回ご退任ですけど、当初の立ち上げのときから入っていらっしゃるというふうな状況、同じく森委員も同じくというふうになります。それから田中委員につきましては、今、教育委員としてもいらっしゃる村田委員との交代ということで入っていただいて、令和5年11月15日から入っていただきまして、今回、任期を終えられるというふうになっております。それから川下委員につきましては令和4年7月20日から務めていただいているというふうな状況で、先ほど澤委員からもありましたけど、一気に5名全て替わるというのはなかなか難しいことかというふうに思っております。 また、再任できるというふうなことでしておりますので、運営等も考えながら、また、委員の方々におきましては、新たな視点も含めて今後も検討していきたいというふうに思っております。
澤栄美 委員	私、事前に一応この表を見たんですけど、よく意味が分かっていない部分もあったと思うんですが、令和4年より、2年ずつを分けて書いてあるということですね。違いますよね。右側は4年間ですよ。
遠藤洋路 教育長	令和2年から令和4年が最初の2年間の任期なんですね。次、令和4年から2年間で、もう2年間でそこは皆さん再任だったので続けて書いてありますけど、ここは2期分ということですね。ですから、合わせると3期あるわけですね。
澤栄美 委員	よく分かるためには、各方が何年目とか、2期目とかのほうが、すごく複雑で、事前にぱっと見ている資料の中ではちょっと意味が分かりにくかったかなと思うので、というのがこの方たちはここで、あの人はここと同じ欄にあるので、できれば任期中何回目で何年目というのが分かるほうが提案されるときには分かりやすいかなと思いましたので、よろしくお願いします。

遠藤洋路 教育長	分かりました。 この中でいいますと、森委員が一番長くて3期6年間、今までやられていて、藤中委員と川下委員が2期4年間やっていて、あとお二人が交代ということで、新任ということになるということですね。なので、全員一斉に代わるということには今後もしばらくはならないかなというふうには思いますけど、よろしいですか。 では、ほかになれば採決を行います。 議第52号 熊本市体罰等審議会委員の委嘱について、ご承認いただくことにご異議ありませんでしょうか。 （異議なしの声） ご異議なしと認めます。 議第52号については原案のとおり決定いたします。				
〔採決〕 【原案どおり承認された】					
日程第4 協議 ・協議（1）藤園中学校・教育センター一体整備及び城東小学校整備基本計画（素案） 《岩下周平 教育改革推進課長 説明》 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 10px; vertical-align: top;"> 西山忠男 委員 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 本件、何度もここで議論してきたことなんですけど、最初に説明があったのかもしれませんが、忘れてしまったので教えていただきたいんですけど、藤園中学校と城東小学校を義務教育学校として再編するのではなくて、小学校、中学校のまま新しい建物にするというこの基本的な考え方はどうしてなのでしょう。天明みらい学園のように義務教育学校にはしないのは、なぜなのでしょう。 </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 岩下周平 教育改革推進課長 </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> 当初、藤園中学校と城東小学校につきましては一体的な整備というところで検討のほうをさせていただいたんですけど、検討していく中で、どうしても1小1中であるとなかなか施設の所要面積でありましたり、職員の配置等のほうで、天明義務教育学校の </td></tr> </table>		西山忠男 委員	本件、何度もここで議論してきたことなんですけど、最初に説明があったのかもしれませんが、忘れてしまったので教えていただきたいんですけど、藤園中学校と城東小学校を義務教育学校として再編するのではなくて、小学校、中学校のまま新しい建物にするというこの基本的な考え方はどうしてなのでしょう。天明みらい学園のように義務教育学校にはしないのは、なぜなのでしょう。	岩下周平 教育改革推進課長	当初、藤園中学校と城東小学校につきましては一体的な整備というところで検討のほうをさせていただいたんですけど、検討していく中で、どうしても1小1中であるとなかなか施設の所要面積でありましたり、職員の配置等のほうで、天明義務教育学校の
西山忠男 委員	本件、何度もここで議論してきたことなんですけど、最初に説明があったのかもしれませんが、忘れてしまったので教えていただきたいんですけど、藤園中学校と城東小学校を義務教育学校として再編するのではなくて、小学校、中学校のまま新しい建物にするというこの基本的な考え方はどうしてなのでしょう。天明みらい学園のように義務教育学校にはしないのは、なぜなのでしょう。				
岩下周平 教育改革推進課長	当初、藤園中学校と城東小学校につきましては一体的な整備というところで検討のほうをさせていただいたんですけど、検討していく中で、どうしても1小1中であるとなかなか施設の所要面積でありましたり、職員の配置等のほうで、天明義務教育学校の				

西山忠男 委員	4小1中のようななかなか思ったほどの効果が出なかったというところで、検討のほうを改めてさせていただいたところでございます。 ちょっと今の説明がよく分からなかったんですけど、人員配置の問題なんですか。4小1中でしたっけ。要するに小学校が多くて中学校が少ない天明の場合の義務教育学校への統合という場合と、中学校と小学校の比率が違うから1対1ではうまくいかないということなんですか。
岩下周平 教育改革推進課長	いえ、そういった人の問題ではなくて総合的に考えたところでございます。いろいろ地域の方とも協議させていただいていたところなんですけど、場所が市内の中心部で児童生徒数の変動が見込みにくいというところもありまして、今後の施設配置の部分についても検討を流動的に対応する必要があるのではないかと。いうところと、先ほどご説明させていただいたとおり、1小1中であればなかなかそういった複合化による効果というののもちょっと限定的なところと、地域の方との協議の中で、今回、天明みらいのように義務教育学校ではなくて、こういった藤園中学校と教育センター、城東小学校については個別で整備をするということになったものでございます。
遠藤洋路 教育長	補足しますと、天明の場合は4つの小学校と天明中学校が通学区域が同じなんですけど、城東小と藤園中は通学区域が違うんですね。ですから、城東小の人がみんな藤園中に行きますという1小1中だったらむしろいいんですよ。でも碩台小学校とかからも藤園中に行きます。だから城東小と藤園中だけをくっつけてしまうと、ほかのところのこどもが途中から入ってくるという形になるので、1つの学校にならないんですよ。 なので、周りも全部くっつけて通学区域をもう小中一緒にするのであれば義務教育学校にできるんですけど、小学校の人は一部外に出ますとか、中学校は一部ほかから入ってきますということになると義務教育学校としての一体性といいますか、効果が薄れるというそれが一番大きな理由ですね。 ですので、ほかの地域でも小学校の人がみんな中学校に行きますよという形であれば義務教育学校にはしやすいと思うんです。そうでない場合は校区の再編からしないといけないので、少し単なる学校の建て替えとは話が変わってくるということですね。

	この教育センターをこのような形で一緒に横にくっつけるといいますか、これに関しては38ページですかね。そうですね。教育センターとしてはこっちのほうがいいということではないですか。
水田貴光 教育センター所長	現状を申しますとICTの教育のほうも相当入ってきましたので、先ほども説明にありましたとおり、研修室を執務室のほうに転用しているという点がありますので、しっかり執務室を確保しつつ、研究モデル校的にセンターが学校のほうに入って一緒に学校といろいろな協働的な授業実践を行ったり、また逆に児童生徒さんのほうにもセンターのほうに来てもらったり、私の夢的な話ですけど、入っていくことでセンターのまた新たな機能といたしますか、そういうのも何か出てくるのかなというところは思っているところです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
澤栄美 委員	質問になりますけど、今の話も少し関係あるのかなと思って聞いていたんですけど、途中でご説明、どこにだったか私もページが分からないんですが、メリットの中で特別教室との共用ができるのでというようなご説明があったと思うんですけど、具体的にどんなイメージかというのをお聞きしたいというのが一つです。 それから、前にこれはもしかしたら説明があったかもしれないと思うんですけど、センターの跡地はどうなるんだったですかねというのが2つ目の質問です。それにも少し関係があるかと思うんですけど、今も基本的には決まった、このときの研修だと駐車場に止められますよというのがありますよね。それとあとお客さんに関しては前のところに止めるとかいうのがあるんですけど、駐車場に関してはどんなふうな、今の説明の中で私が理解できていないのかもしれませんが、前のほうにここに小学校で、ここに中学校みたいなのはありましたけど、どの辺に駐車場ができて、こどもたちの安全とか、そういうのも含めて駐車場の位置とかあるいは台数とか、どんなふう考えていらっしゃるのか、その3点になりますけど、よろしくお願いします。
水田貴光 教育センター所長	まず、1点目の特別教室等との連携のところをお話しさせていただきます。 現在、教育センターでは、初任2年目、3年目、中堅で、夏休

	みですけど、実際に藤園中学校と城東小学校の特別教室をお借りして教科の実技研修を行っております。県の教育センターのほうは施設を持っていますが、本市は持っていないものですから、お借りしてという現状がありますので、今後、一体化になりましたら理科室とか、家庭科室とか、そういうところで教科の研修が実際具体的にできるというメリットは考えております。 また、今現在、一体となっても子どもたちは学期中ありますけど、夏休み等は問わず、SD研修とか、放課後の中で一緒にできるメリットも生まれるのではないかなというところは期待しているところです。
岩下周平 教育改革推進課長	では、私のほうからまずセンターの跡地について説明させていただきます。センターの跡地につきましては、現状としては、まだどのようにするかというのは引き続き検討が必要になっているところでございます。ただあの場所が史跡になりますので、新たに何かを建てたりすることはできませんので、利活用についてかなり制限されるものと思っております。民間の活用も含めて、今後検討を進めていきたいと考えているところでございます。 あと3点目の駐車場につきましては、今現在センターのほうにある台数と同等の数程度を整備しようと考えているところでございます。
澤栄美 委員	もちろん子どもたちの安全面というのを考えてというところで場所とか、台数とかは検討されるということで理解してもよろしいでしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	子どもたちの安全のために、場所につきましても当然子どもがあまり近づかないところでありましたり、外勤に行かれるときにそういった邪魔にならない場所に設置したいと考えているところでございます。
澤栄美 委員	すみません、追加で。すみません、思いつきで申し訳ないんですけど、大きな研修室が不足しているというのがお話の中にあったと思うんですけど、今センターの4階の大研修室というんですか、あそこは大体200ぐらい入りますかね。そこまで入らないですかね。今後の大研修室的なものは、どのくらいの人数を予定されているんでしょうか。

水田貴光 教育センター所長	現在、大研修室は一応定員が100名程度ぐらいですので、無理して長机に3人かければもうちょっと入るというような、130校全部、例えば校長・園長等が入りますととても苦しいというか、そういう現状になります。 今度のところは、すみません、お願いします。
岩下周平 教育改革推進課長	今度の分につきましては、まず、全校園が入るスペースとして約400平米を想定しておりまして、通常は2部屋か3部屋に分けて研修室として使えるような形で設置させていただきたいと考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	400平米というのは何人ぐらい入るんですか。
岩下周平 教育改革推進課長	恐らく今はたしか200平米いかない程度でしたので、その倍程度のスペースになられるかなと。なので、かなりゆったりと座っていただいて研修を受けていただくスペースを今考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	今は何平米なのか。 今より大分広くなるということといいんですよね。一応そこだけは確認しておきたいと思いますけど、調べて後で教えていただいてもいいですよ。
岩下周平 教育改革推進課長	すみません、確認してまたご報告させていただきます。
西山忠男 委員	建物の設計はこれからなんですね。
岩下周平 教育改革推進課長	今回、議会のほうで素案の報告をさせていただきまして、次の教育委員会会議で案の報告をさせていただいて、12月以降に基本設計等の予算要求に移りたいと考えているところでございます。
西山忠男 委員	設計書を見ていないので分かりませんが、私がこの間からしつこく申し上げている東京都北区の小学校の火災で発生したような避難困難になるようなどん詰まりの部屋をつくらないでもらいたいというのが強い希望です。その点はどうでしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	まさに西山委員がおっしゃられたとおり、そういった状況がご

進課長	ざいましたので、そういったことがないように設計のほうはしていきたいと考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	どうしても端っこ部屋はありますけど、外に出られるようにするということはできると思います。 先ほどの駐車場の話ですけど、教育センターの後は駐車場にはできないのかなと思いますけど。
岩下周平 教育改革推進課長	現状でも20台程度は止められますので、そのままでも20台程度は止められるかなと。ただあれを民間活用するとなると民間に駐車場として貸し出すのか、我々が使うのかというところでまた検討する余地はあると思います。また壊してしまって全てを駐車場にするという案もあるかと思いますが、そこはまた併せて検討のほうをさせていただきたいと考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 今の教育センターの建物を解体するなら、その跡地に車を止めるというのは、駐車場ですよと言わなくてもできるのかもしれませんが、それはそういう活用も選択肢の一つとしてはあるということですかね。
西山忠男 委員	一番最後のページの意見交換会の意見の中でプールについてでございますね。プールについて1つのプールで小学校、中学校、あおば支援学校が活動できるのか疑問であるを書いてありますけど、プールは統合する予定なんですか。案では小学校のプールと中学校のプールはそのまま残っているような感じなんですけど、どうなんでしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	一応プールにつきましては、現状まだ使えるものとなっておりますので、そのまま使う予定で今考えているところでございます。
西山忠男 委員	いや、そしたらどうしてこういう1つのプールでという意見が出てくるのか理解ができないんですけど、プールを統合する案を示したから、それじゃ駄目だと言われたんじゃないんですか、違うんですか。

岩下周平 教育改革推進課長	これは案を示したから出てきた意見ではございませんで、意見交換会の中で出てきた、どうしたらいいかという形で意見を求めて出てきたものでございます。
遠藤洋路 教育長	いろんな案の中にプールを統合する案があったから、それについてその案はやめてくれという意見だったのかもしれないし、そうでなくてもプールは1つにしないでくれという意見だという、そういう趣旨で承っておけばいいんでしょうかね、これは。
岩下周平 教育改革推進課長	申し訳ありません。この意見がどの案を見られて言われた案か分からないんですけど、確かに我々が検討してきた案の中では、プールを統合する案というのもございましたので、先ほど西山委員がおっしゃられたとおり、そういったもので対応はできないんじゃないかというふうに出たものと考えられます。 今回の案につきましては、既存のプールにつきましては小学校、中学校は残すという形でなっておりますので、この意見については対応できているものというふうに考えているところでございます。
遠藤洋路 教育長	たしか最初の頃はA B C D Eとかいくつも案があって、その中でプールが1つになる案が多分あったときに、いや、プールが1つじゃ困りますという意見だったんじゃないかと思います。
岩下周平 教育改革推進課長	すみません、先ほどお尋ねがありました今の4階の大会議室ですけど、今約240平米ということです。ですので、150平米ほど広くなるような形になっております。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 定員は何人かは分かりませんが、全校校長が集まってもちゃんと入るということですね。分かりました。
西山忠男 委員	これは44ページ、44ページの従来案とP F I案、その他との比較の話なんですけど、総合評価のところでは定性的評価においてはP F IもDBも一定の効果が期待できるけど、定量的評価においてはP F I、DBともに削減効果が見込まれない状況となっています。この定量的評価というのは具体的には何のことですか。

遠藤洋路 教育長	定量的な評価というのはこの上に書いてある表じゃないんですか、金額のことだと思いますけど。
岩下周平 教育改革推進課長	定量的評価につきましては、そういった金額になりますので、補助金であったり、交付金部分で削減ができないというところになっております。
西山忠男 委員	削減効果が見込まれないとか、この削減効果というのは何ですか、ちょっと文章が理解できない。
岩下周平 教育改革推進課長	定量的評価につきましては、建設費のほかにコンサルタント料でありましたり、指定管理料という費用がかかりますので、その分がどうしても通常の従来方式と比べると費用がかかってしまうというところで評価させていただいているところでございます。
西山忠男 委員	今の説明は削減の話じゃないでしょう、削減効果とは何かと聞いているんですけど。
岩下周平 教育改革推進課長	定量的評価につきましては、削減効果が見込まれないとなっておりますので、従来方式と比べるとコンサル費用でありましたり、指定管理料、別の運営費の費用がかかるため削減ができないというところで評価させていただいているところでございます。
遠藤洋路 教育長	前のページに事業費の比較がありますよね。従来方式とPFIとDBとありますけど、結局PFIとかDBにしても従来方式よりも事業費が削減できないという、そういう話だというふうに理解していたんですけど、削減効果が見込まれないというのは。 PFIとか、DBとかのほうが安くなるのであればそっちを採用してもいいけど、今回の場合、かえって高くなるから採用するメリットがありませんよねと、金額的には。そういう意味と理解をしていますけど、そういうことじゃないんですか。
岩下周平 教育改革推進課長	まさに今、教育長のご説明があったとおり、43ページのほうに一応事業費の一覧で書かせていただいておりますけど、従来方式であれば77.5億円であるところ、PFIであればコンサル費用の1.3億であったり、管理費の維持管理で3億かかったりというところで従来よりも削減ができないと、見込めないというところ

西山忠男 委員	ころで記載をさせていただいているところでございます。 要するに従来方式より高くなるというだけの話なんですね。それを削減効果という訳の分からない言葉を使うから混乱するんだと思うんですよ。単純に書けばいいだけの話ですよ。これを議会に出したときに議員さんから似たような質問が出るかもしれませんよ。日本語は分かりやすく書いたほうがいいと思うんですけど。
岩下周平 教育改革推進課長	委員おっしゃるとおり、ちょっと表現が分かりづらい部分があったので、表現部分につきましては分かりやすく表現を直させていただきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	一般的にPFIとか民間活用というのは費用が削減できるんじゃないかという期待の下に導入するわけですけど、今回の場合は計算してみたらそういう削減効果がなかったですねという説明だと思うので、そういう書き方になっていますけど、意味としてはかえって高くなるという金額の話をしているだけだというふうに思います。
西山忠男 委員	次の文章も分かりにくいんですよ。定量的評価において削減効果が見込まれない要因としては、民間事業者意向調査を踏まえて削減率を見込まないことが主な要因であり、こんなふうに書かれても理解できないですよ、何のことか。もうちょっと分かりやすく書いていただきたい。
遠藤洋路 教育長	じゃ、そのようにお願いします。
岩下周平 教育改革推進課長	確かにおっしゃるとおり分かりづらい文章になっておりますので、このあたりも含めて文章を考えさせていただきます。
遠藤洋路 教育長	確かにちょっと分かりにくいと言えば分かりにくいですかね。前のページからずっと読んでいくと、コスト削減率というのが前のページにあって、民間事業者にアンケート調査をした結果、あまりコスト削減にならないですねということが書いてあるので、そのことがここにも、次のページにも書いてあるんだというふうには思いますけど、ここを読んでもよく分からないという、言われればそのとおりだと思いますので、もっと読んだ人に分かる

村田 慎 委員

ような書き方を工夫していただいてお願いいたします。

最近、生成AIとかでもっと文章を分かりやすくしてくださいとかいうと、ぱっとやってくれるじゃないですか。だからそういうのを使って分かりやすい文章に書き直すというのはそんなに手間じゃなくなったと思うので、昔よりは。その辺も文章的なことも含めてもう一回精査していただくといいかなというふうに思いますので、お願いします。

ただの意見ですけど、以前からワークショップのところで先生方のお声の中で、休める場所が欲しいというふうに書いてあって。もちろん職員室が話しやすい空間で和やかな雰囲気であるのは大切だと思うんですけど、どうしてもその職員室の中では話せないようなこととか、ちょっと相談しづらいこととかがあったときに、気兼ねなく先生方がそういう悩みを相談したりとかできるような場所としても、何か安心して過ごせる場所があったらいいんじゃないかなというふうにずっと思っています。

それと同時に、こどもたちの意見の中にも、こどもたちの別の学校の生徒さんとの交流の場とか、ほかの学年の交流の場と、あと地域の方との交流の場というのも書いてありましたし、職員の方々からも地域の交流の場や3校での交流の場が欲しいというふうに書いてあったと思うんですよね。その上で、保護者の交流にもぜひ生かしてほしいなというふうに思っています。それぞれの学年とか異なる学校の保護者の交流にもなると思いますし、あおば支援学校の保護者の方々の中で、ほかの学校の保護者の方と交流や意見交換をしたいと、もっと話したいというふうにおっしゃっていた方々がいらっしゃったので、そうした保護者同士の交流にもぜひ有意義に使われてほしいなというふうに思います。

遠藤洋路 教育長

ありがとうございます。

交流スペース的なところということですか。そうですね。作り方もそうなんでしょうけど、部屋をつくただけで交流が生まれるわけでもないで、やっぱり使い方のほうもとても工夫が要るような気はしますよね。先生方の休憩室というのはつくったら使うのかもしれませんが、保護者の交流というはどうなんでしょうね。例えば中学校や小学校の保護者が特別支援学校の保護者と交流するみたいなことというのはどんな工夫があればできるんですかね。

いや、できないと言っている意味じゃないですよ。何かアイデ

村田 慎 委員	アがあったら欲しいなという意味なんですけど、保護者として、当事者として。 せっかくなので、PTAがある学校ならそれでももちろんいいんですけど、保護者会とか、保護者の中でほかの学校ともしっかりつながってみようという方々がもっと自発的に出てきてもらって、そこでぜひ交流させてほしいというのを率先して言ってくれると一番いいのかなというふうに思うんです。先生方が学校でそういう場を設けますよというふうにお膳立てをするのではなくて、保護者がもっと率先して関わろうというふうになってくれたらいいのかなというふうに思います。
遠藤洋路 教育長	そういう交流会とか、そういうものをやってみるとか、何か集まる機会をつくるというような工夫ということですかね。ありがとうございます。
澤栄美 委員	今、村田委員が言われたことで思い出したんですけど、たしか天明みらい学園のときにも話したような気がするんですけど、以前は職員の休憩室というのがあったんですよね。妊娠している先生方とかがちょっと横になったりできるとか、一番最初の年に入ってきたときにはあったんですけど、それをずっと考えてみるとあとの学校はなかったなと思っていて、だから例えば具合が悪いというところで保健室を先生が利用するというのもあったなと思うので、休憩室とか、これから設計に入られるので、一つの案として休憩室あたりは、ちゃんと教員にも休憩時間は一応ありますので、実質取れていないというところなんですけど、そんなのがあるといいかなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	それもぜひ検討いただいて、教育改革推進課なのか、学校施設課なのかは分かりませんが、職員の休憩スペースもできるといいと思いますけど、いかがですか。
岩下周平 教育改革推進課長	確かに休憩するスペースというのもあったらいいなと思いますので、そういった在り方であったりとか、どうやったら休憩することができるのかとか、そういった運営も含めて今後設計等で検討していきたいと思います。
遠藤洋路 教育長	部屋の使い方の問題なので、あまりこの段階でどのぐらいそれ

	ががっちり固まるのか分かりませんが、多目的室とか、ほかの名前のいろんな部屋もあるので、配置というんですかね、レイアウトとか、職員室との位置関係とか、そういうことを考えていただいて、職員の休憩にも使えますよみたいな部屋があったらいいのかもしれない。
西山忠男 委員	事業方式についてお尋ねしますが、本市でデザイン・ビルド・オペレート方式とか、PFIとかを採用した例はあるんでしょうか。
岩下周平 教育改革推進課長	天明みらい学園につきましては、DB方式をたしか採用していたかと思います。PFIにつきましてはウェルパルクまもとや城彩苑とか、そういったところに使われていたかと思います。また多分、西部環境工場もたしかDBかDBOのいずれかで民間の活用のほうを熊本市として進めていたというふうに記憶をしているところでございます。
西山忠男 委員	そういうDBとかPFIを使った場合の検証はどうなんでしょうね。例えば私の勤務していた大学では、ある校舎をPFI方式で建てたんですね。そうすると例えばあと10年間、その社員が常駐して維持管理を全部やってくれるんですよ。それがものすごく助かったんですね。その契約期間10年が終わった後は大学で自分でやらなきゃいけなくなったので大変だったんですけど、最初の10年間、ものすごく助かったという経験があるので、そういった定性的評価の部分もあまり軽んずるべきではないんじゃないかなと思ひまして、これまでの事例を踏まえて本当に従来方式がいいのかどうか検討したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。
岩下周平 教育改革推進課長	民間活用する方法につきましては、施設の形態でありましたり、運営の在り方によってそれぞれ数値のほうが変わってきますので、ある施設はPFIを使ったり、ある施設は従来方式を使ったりとそれぞれあるのかなと思います。まさに熊本市初のPFIがウェルパルクまもとだったかと思いますが、それはもうやがて契約期間が終わるという部分だったかと思うので、そういったところを含めて、市役所全体としてこの民間活用の在り方というのは今後検証して、今、委員のおっしゃられたように本当にどうすべきなのかというのは、教育委員会のほうも考えていかな

遠藤洋路 教育長	やいけないのかなと思っているところでございます。 22ページとか、23ページとか、24、5までいろんな部屋の数とか、面積とかが出ていますけど、これは素案だということですからまだ今後も変わるという前提でここに書かれているということだと思うんですけど、最近、報道であったのは、トイレの数が女子トイレが少ないみたいな話があったかと思うので、男子トイレよりも女子トイレのほうの例えば便器の数を大分増やすとか、そういうことは必要になってくると思うんですよね。 ですから、それは設計に反映させていただきたいというふうにするのと、23ページ、生徒更衣室1というふうになっているんですけど、これは1つの更衣室で女子が着替えるという意味なんですかね。男子は更衣室は使わないで教室で着替えるという想定になっているのかもしれないですけど、やっぱり更衣室も男女それぞれあるべきんじゃないかというふうに思いますから、その辺の考え方をもう少し精査する必要があるんだろうなというふうに思います。 生徒の更衣室1というのは女子が更衣室で着替えて、男子は教室で着替えるという想定ということでもいいんですか、逆はないんだろうからそういうことなんでしょうけど。
岩下周平 教育改革推進課長	すみません、この更衣室の運用については私が承知をしていなくて、またちょっと確認をさせてください。どのように今使われているのか把握しておりませんので、また確認して答えさせていただければと思います。
遠藤洋路 教育長	今どう使っているかじゃなくて、新しい校舎でどう使うかということなので、それは当然教室で着替えるんじゃなくて、更衣室で着替えられるようにしないといけないと思うんですよね。男性と女性がどちらも着替えるなら更衣室は1つだと着替えられないと思いますから、それはやっぱり2つつくることになると思いますので、そういうところをもうちょっと一個一個見ていくと精査する余地があるのかなというふうには思いますので、これはあくまでも最初の案、素案ですから、今後増やしていくことは必要かなと思います。
岩下周平 教育改革推進課長	確かに教育長からいただいたご意見のとおり、トイレだったり、更衣室等につきましては、男女がどのように使われるのか、

遠藤洋路 教育長	どういった配置が適当なのかというところは、また設計の段階で詰めさせていただきたいと思います。 あと、この案は今回の地震の前につくっていると思いますけど、今回の地震を踏まえて何か防災機能とか、そういった面から見直す必要はないですかという検討も今後必要だと思うんですよ。ですから、そういうところも素案からだんだんブラッシュアップしていく中で検討していく必要があると思いますので、それをお願いしたいと思います。
清田晃子 委員	先ほど村田委員がおっしゃった保護者の交流なんですけど、PTAを脱退されている学校とかも出てはきているんですが、そこでPTAのよさというか、PTA主催でイベントをこの新しいところすることで、PTAの研修会なので、最後にグループワークとかグループトークをしたりするんですけど、そこで交流が持てると思うので、PTAのほうに協力をしていただく、その交流に関しては。そこもいいんじゃないかなと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 ぜひPTAのほうでも、それはご協力いただけるのであればありがたいですので、よろしくお願いします。 では、ほかにご意見がないようでしたら、本件は以上といたします。
・協議（2）部活動における児童生徒の安全な移動に関する通知について 《安方史宜 指導課教育審議員 説明》	
西山忠男 委員	アンケートをいろいろ取っていただいて、大変よく調査していただいてありがとうございます。私の予想とは違ってかなり保護者の方も乗り合わせはやむを得ないということと、先生は送迎に加わるべきでないというふうに思っておられるということで、ご提案の内容で大体はいいんじゃないかと思うんですけど、まだ引がかかるのは、やはり保護者全てが納得するわけじゃないということなんです、乗り合わせに関して。11ページのところで乗り合わせについてどのように考えるかというアンケートでは、

	7%が全面禁止すべきだと言っていますし、31%は原則は禁止で、特別な事情がある場合のみ例外的にやるべきだという、合わせると40%近くの人がかかなり否定的な考えを持っているんですよね。現在の通知だと基本的に乗り合わせてやってくださいということになっちゃうわけですから、そのこういった40%の保護者の意見は無視されてしまうことになりますよね。どうしても同調圧がありますから、運転してくれと言われたらちょっと断れないという、本当は乗せたくないんだけど、断れないという状況がどうしても生まれると思います。ここをどう解決するかというのが大事なポイントだと思うんですけど、その点、今のご提案ではちょっとそこが曖昧だったような気がするんですけど、いかがでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	アンケート調査の中にでも、やっぱり保護者は他人の子を乗せるという不安があると、ありつつもそれによってこどもの参加機会が失われるのもちょっと心配であるというふうなご意見が一番多かったかなというふうに思います。 最初に考え方をお示しましたように、まずは自動車を使う場合は自分の子は自分で送っていくというふうなところを第一として、どうしても乗り合わせでないと行けないというふうなときに必ず強制力というか、そういったことがないように、これはもう直接中学校の校長会とかに出向きまして、私のほうからもその辺は説明をして、各顧問のほうには先ほど委員がおっしゃられました同調圧力とかがないように、そういうふうなところで保護者会としっかりコミュニケーションを取っていただいて、乗り合わせを強制したりとかないように、そういったところをお願いをしていこうというふうに考えておるところです。
西山忠男 委員	ただ現実的には、乗り合わせをしないと例えば駐車場の台数が1校5台に決められているとかいうようなこともあるので、現実的には難しいですよね。全員が自分のこどもだけ送っていくというようなこととか、それに近い状態で乗り合わせを実施するとかいうのは現実的には難しいですよね。非常にここは悩ましい問題だなと思うんですよ。 それで、近距離であればこの乗り合わせという考え方でも何とかやっていけるかもしれませんが、遠距離の場合はやっぱり貸切バスを借りるというようなことを考えないと無理じゃないかなと思うんですけど、この場合の通知というのは遠距離・近距離

	の場合、全く何も書いていないので、そこはちょっと私としてはどうかと思うんですね。他県への遠征と、特に遠距離の場合は貸切バスを使うことを原則とする、近隣の場所への移動については乗り合わせというふうに切り分けたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その点はどうですか。
安方史宜 指導課教育審議員	一応中学校は県内域というふうになっておりますので、高校の場合はそういったところが必要かなと思うんですけど、県内域というふうなところで費用負担とかも考えるとなかなかそこをどこから先は貸切バスを使ってくださいというのは非常に難しいかなというふうに考えております。
西山忠男 委員	費用的に難しいのはよく分かるんですよ。でもこどもの安全を考えたときに県内でも結構広いですから、天草に行くとか、人吉に行くとか、そういうことあるいは逆、天草や、市ですからあれですけど、そこは少し積極的に費用負担してでも貸切バスをできるだけ遠距離の場合は使用するようにしたほうがいいんじゃないかなと思いますけど。
遠藤洋路 教育長	この資料の2ページを見ると、最初は徒歩とか、自転車とか、公共交通機関とか、保護者送迎ですけど、乗り合わせよりも前に貸切バス、タクシーを検討するということになっているわけですよ。これはどこまでこうなんでしょう、実効性があるといいですか。乗り合わせよりも貸切バス、タクシーのほうが優先ですよということはどこまでできるんでしょうか。
安方史宜 指導課教育審議員	それぞれの学校とか、それぞれの学校の部活動の実態に合わせて、ここにお示しているのも最終手段として乗り合わせというふうなところで上から順に検討していただいて、最終手段が乗り合わせという意味で、その前にこれをこの順で検討してくださいというふうなところでお示しをしているところでございます。
遠藤洋路 教育長	ですから、今の質問はこの順で検討するんですけど、貸切バス、タクシーというのは乗り合わせよりも優先的に本当にできるんですかねと。それはどこまで真面目に考えてこうなっているのかということなんですけど、実際問題、乗り合わせよりも貸切バス、タクシーの利用のほうが多くなるということでもいいんですか。

安方史宜 指導課教育 審議員	実質的には、感触としては費用負担とか、そういったところを考えると乗り合わせになってしまうことが多いかなというふうには考えています。ただこちらのほうでここからここまでは貸切バスを利用してくださいというのはなかなか出せないのかなというふうには考えているところです。
遠藤洋路 教育長	でも教育委員会としてこれを出す以上は、乗り合わせよりも貸切バス、タクシーを優先的に検討してくださいということは、当然貸切バスやタクシーが乗り合わせよりも多くなるような財政措置をしないとイケないんじゃないですか。そのつもりはあるかということで、当然我々としてはそういうことをしていくということによろしいんですか。
安方史宜 指導課教育 審議員 遠藤洋路 教育長	財政措置のところまではまだ検討していないところです。 そしたらこれは出せないんじゃないですか。当然それは財政措置もする前提でこれが可能になるわけですね。お金を出さなかったら誰が貸切バスとかタクシーのお金を払うんですか。これは保護者負担で貸切バスやタクシーを検討するという、そういう話なんですか。
安方史宜 指導課教育 審議員 遠藤洋路 教育長	そのように考えておりました。 それは、でもある程度市も負担しないと現実的にはできないんじゃないかと思うんですけど、そこは保護者負担で貸切バス、タクシーが乗り合わせよりも優先的に検討されて、実際そういう選択肢を取ることが多くなるということであればいいと思うんですけど、実際そうですか。
安方史宜 指導課教育 審議員	今現在、部活動振興会、保護者の会においては1部2万円というふうな補助をしております。それから九州大会、全国大会以上の出場するときには遠征費補助というふうなところをやっておりますので、そういったところで充てていただければというふうには考えております。
遠藤洋路 教育長	先ほど乗り合わせよりも貸切バスやタクシーのほうが多くなるんですかと聞いたときには、いや、それはならないとおっしゃいましたよね。だからなるべくしなきゃいけないわけですよ

	ね、このように出す以上は。なるようにするには保護者負担をもっと増やしてもらうのか、保護者負担でないなら市がお金を出すかということになるんじゃないかと思いますけど、今の話で言うと保護者負担を今よりもっと増やしてもらって貸切バスやタクシーを使ってもらおうということによろしいですか。それ、できるんですかね。
安方史宜 指導課教育審議員	現実的には厳しいと思いますので、どうしても保護者には負担をしていただかなければいけないような状況にはなると思います。そういうふうな通知の出し方についてはちょっと検討が必要かなというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	できないことは書けないんですよ。できるから書いているわけですよ。ですよ、当然。そこは間違いないと思うんですけど、これをできるようにするためにはどうしたらいいかということを検討するわけですよ。当然市がある程度お金を出さなければこれは実現できないんじゃないかと思って質問しているんですけど、そうじゃなくて保護者負担でできるんだということによろしいんですか。
澤栄美 委員	順番がこうなっているからかなと今話を聞きながら思ったんですけど、3番の後は両方4番と5番は同じ並びでチョイスという形はできないのかなと思ったんですが、状況によって選択ができると。優先かどうかじゃなくて、検討できるというのはどうかなと思ったんですけど、ちょっと違いますか。
遠藤洋路 教育長	まずこれをつくった意図を確認してから話をしないといけないと思うんですけど。いや、私は当然これは市がお金を出す前提でつくっているんだというふうに認識をしていたんですけど、担当課がそうじゃないと言うんだったら話が違うんじゃないかということを今確認しているんですけど。
澤栄美 委員	私も自分が部活の送迎とかしていたのでという話もこれまでやっていて、私これを見たときは、私の中では保護者の会の中で出し合って、このときはちょっと無理だからこうしましょうねというのでやっていたので、当然そうだなというふうに私は認識したんですよ。 そしたらさっき何かの大会以上は何万円とか、そんなふうに補

	助が出ているということだったので、その部分も入っていたんだなというふうに思ったんですけど、私は、教育長が聞かれているのはこれを出したいと聞かれているので、私が言っていることとは少しずれていると思うんですけど、全部を市が負担するというのにはやはり財政的にも無理はあるのかなというふうには感じます。
遠藤洋路 教育長	全部を負担するかどうか分かりませんが、当然指導課がお金を出すんですよね。そのつもりでつくっているんじゃないんですか。
安方史宜 指導課教育審議員	すみません、資料のつくり方が非常にまずかったと思いますが、澤委員おっしゃったように保護者送迎の下は並列かなというふうには、そういう意図でつくっておりました。この資料からするならばこういう順番になりますけど、実態に合わせて考えるならば、貸切バス、タクシー、それから乗り合わせというのは並列かなというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	それだと現状と変わらなくないですか。こういうふうにする以上は、できるだけ乗り合わせを避けるようにほかの手段を考えましょうということですよ。現状との違いはそこなんじゃないんですか。ですから、そういうふうに指導課は当然予算要求してくださいよ、これを出すなら。それはできますよね。
安方史宜 指導課教育審議員	検討したいと思います。
遠藤洋路 教育長	いや、検討ではなくて、してください。そうでなかったらこの資料、出すべきじゃないと思いますけど。どういうつもりで資料を出したのか、課長から説明していただけないか。
杉本佳秋 指導課長	今回の部活動の送迎に関するものは、この前の事故を受けて、できるだけ保護者の乗り合わせを安全にできる、より現実的な運営をするためにはどうしたらいいかというところを検討していたところです。 これまで部活動の送迎に関しましては、いろいろな問題があり、問題を考えているけど危うい形で進んでいったような気がします。それを今回熊本市でしっかり考えて対応していくという形になります。今、貸切バスの予算が可能かというところで考えた

	ときに、どのくらい予算がかかっていくのかというところをまだ検討しておりませんでした。考えたときに本当に実現できるのかというところは、今とても難しいのではないかと考えているところでありまして、この資料に関しての4番と5番の部分につきましては検討させていただきたいと考えているところです。
遠藤洋路 教育長	今、課長が説明したように、これまで問題があったのであればそれを当然改善する方法を今提案しているわけですね。考えているわけですね。その改善する方法の一つは、できるだけ乗り合わせをしないで貸切バスやタクシーを使うということもその問題を改善する方法だから、この2ページにこういうふうに書いてあるわけですね。だったら乗り合わせをできるだけ減らして貸切バスやタクシーを増やすように措置しないといけないのではないですか。やる気がないのなら書くわけがないので、こういうふうに乗り合わせよりも貸切バスやタクシーを増やしていきましょうという気があるから書いたのではないんですか。気持ちがあるけど、予算要求はしたくありませんということなんですか。
杉本佳秋 指導課長	何とかその問題を解決する方法はないかというところを検討してまいりました。検討してまいりましたが、なかなかこれが難しい課題を含めています。予算を取りに行くときに本当に予算が獲得できるのかという、不安もあります。ということで、この課題を解決するにはそれしかないということになれば、それをしていかなければならないと思っていますけど、それが実現できるのかという、やる気はあってもそれが可能かどうかという不安というか、できるかどうかという、そういうお約束ができないというか、そんな今気持ちです。
遠藤洋路 教育長	できるかどうか分からないのに資料はつくれるのですか。それができるかどうか分からなかったらこの資料もつけれないと思うのですけど。
杉本佳秋 指導課長	それにつきましてはこの資料をつくったときに、予算要求のところまで思慮が及ばなかったというか、そこまで考えておりませんでした。すみません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。

	当然この資料を見て、私はここに出す前に見ているわけですが、見たときには当然それはこういう予算措置をするという前提でこの資料をつくっているのだと思うし、今の質問もそんなに難しいことを聞いているわけじゃなくて、そのように予算要求しますという一言答えが返ってくるのだと思って質問しただけなんですけど、そんなにかたくなに予算要求したくないとは思っていませんでした。絶対予算要求したくないのですか。
杉本佳秋 指導課長	したくないということではなくて、したときにそれが実現できるのか、どのぐらいのお金がかかるのか、そこら辺をまだ調査しておりませんでしたので、そこを検討させていただきたいと思っています。
遠藤洋路 教育長	じゃ、もう一回これを出し直しますか。
杉本佳秋 指導課長	それが需要であれば出し直す必要があると思っています。
遠藤洋路 教育長	当然それは考えた上で資料をつくっていると思うし、出していると思いますから、ちょっとびっくりです、私は。予算がつくかどうか分からないから予算要求しませんが、そういうことがあるのですか。でしたらどの予算もつくかどうか分からないので、ほかの予算も要求しないということですか。そんなことはないですよ。
杉本佳秋 指導課長	確かに言われるように予算要求はどんな事業であっても必要だから予算要求をするのであって、これがつくかどうか分からないから予算要求をするかしないかということではないと思います。なので、これが予算要求が必要であると考えれば、予算要求しなければならないと思っています。
遠藤洋路 教育長	そしたらもうちょっと自信を持って予算要求しますと言えばいいんじゃない。
安方史宜 指導課教育審議員	すみません、前回の教育委員会でもお示しましたが、年間、月2回練習試合大会に行くとして、貸切バスの場合は8億、それからタクシー等で10億というふうなところがありましたので、予算要求には慎重になろうというふうなところで考えておりま

遠藤洋路 教育長	したので、なかなか答えを出せなかったというふうなところになります。 それは全部やったらそうだということですよね。だからどの範囲をするのかということは当然考えるわけですよね。ですから、今、西山委員も県外とか遠くに行くときには貸切バスやタクシーを使うというような方法を取るんですよねという話だったと思うんですよね。だから全部が全部100%貸切バスやタクシーを使うんだったらそもそもこの5番は要らないわけですよね。そうじゃなくて現状乗り合わせをしているものについても貸切バスやタクシーができるものはそちらを使うということなんだったら、別に全部を貸切バスやタクシーにするということではないですよね。どの範囲だったら妥当なのかということは当然検討しなきゃいけないと思いますけど、ゼロか100かなんですか。
杉本佳秋 指導課長	今ちょっとその視点が少し欠けておりました。どうしても貸切バスで行かなければならない範囲であるとか、そういうところを設定して対応するのであれば、4番の貸切バス、タクシー利用も可能ではないかというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 延々やり取りしましたが、西山委員の質問に答える前提が今初めて課長が答えたわけですよね。そういう前提でどこまで貸切バスやタクシーを使うのかという質問を先ほど西山委員がしたわけですよ。 だから、それについてある程度遠方だったり、保護者が運転して行きにくい場所とか、いろんな事情があるときには貸切バスやタクシーを使うという、それができないときは乗り合わせをするという、ここに書いてあることはそういう意味だと思うんですよね。だからそれは資料をつくって出している以上は、それにちゃんと責任を持って答えてほしいし、そういう質問についてもそれを理解した上で答えてほしいというふうに思いますので、別に8億円や11億円全部タクシーで行けとか、貸切バスで行けと、10億円ですか、言っているわけじゃなくて、送迎と貸切バスと乗り合わせですよね。どういう場合にどの手段がいいのかというのをもっと詰めてから、これから詰めていかなきゃいけないわけですよね。そのときに最初から貸切バスやタクシーを頭に入れていますかという確認のための質問なので、それは当然貸切バスやタ

杉本佳秋 指導課長	クシーが適切な場合はそれを使うということで、そう答えていただければそれで結構なので、そのようにしていただけますか。 そのように貸切バス、タクシーが必要な範囲であるとかしつかり精査して、その場合はタクシー、貸切バスを使う。そして少し近距離であるとか、乗り合わせ可能な場合は乗り合わせにしてい、そのような形で考えていきたいと思っています。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
澤栄美 委員	確認と質問があるんですけど、まず、5ページの多分さっきの説明の流れから私が認識しているとおりでと思いますが、今回の通知案のところで、中学校においてはこれまでどおりとするという、これまでどおりというのは、原則、教職員は運転しないという、そういう意味で間違いなかったかということと、それから6ページの「運転者要件を承諾した者が」の「者」なんですけど、これは先ほど説明の中では保護者、高校教員と言われたと思うんですけど、それで間違いはないかというのが2点確認です。 それから戻って3ページになるんですけど、保護者運転でも教員の運転でも同じような中身になると思うんですけど、保護者のところでいうと、運転者本人及び車両所有者が負うということに関して、任意保険とか、強制保険じゃなくて、何ですか、保険で払うということになるんですけど、特に任意保険の場合、事故を起こしたり、そういう補償が必要になった場合に後で次の保険料が高くなっちゃうじゃないですか。何かそのことについてはどんなふうにしていったらいいのかなというのをお尋ねしたいというのが3点目になるんですけど。確認2点と、それから質問ですけれども一つは、これはどうなっているのかなと思ったんですけど、ここは確認になるのかな。 例えば遠足とかに行くときに、以前は教員が平気で具合の悪い子を乗せていったりとか、そういうのがあっていただけど、その責任の問題とかがあって、物品の運搬とかはしますよということで、私は小学校が長かったので小学校だと距離的にも短いんですけど、これは健康教育課がやっていますけど、タクシー券を持っていってタクシー券を使って帰るというふうにしていたんですけど、こういう試合があったとき、練習試合も含めて、そういうときもそんなふうに緊急車両として出す場合はタクシー券を持っていってタクシーで行うというような形になるのか、その点を

安方史宜 指導課教育 審議員	お聞きします。質問、確認が4つぐらいあって分かれたか、分からなかったらまた聞いてもらおうとまた言います。お願いします。 まず初めに、中学校の教員の運転については、これまでどおりということで、送迎において車両の運転は行わないというふうなところになります。 それから、次のページの保護者と高校の教員は承諾書を提出していただくと、運転を想定するというふうなところになります。 それから任意保険の保険料ですけど、保険を使えば当然高くなってしまいます。この自賠責保険とか任意保険に代わる保険というのがあればいいんですけど、部活動の送迎に関するそういう専用の保険というのはまだ存在しないというふうなところなんです。 それから、部活の大会とかで緊急事態が発生したときには、基本的には救急車の要請、それから保護者がおられれば保護者が送っていくというふうなところで、もちろん保護者もいないというふうなときには、教職員が乗せて緊急車両として使用する場合も想定されると思います。そういったところも踏まえてタクシー券あたりも検討していかなくはいけないかなというふうに考えているところです。
澤栄美 委員	保険料が高くなるということも認識していただいた上で、全員を乗せていくというところは一応考えて、あまり事故を起こしたりしていない人はその辺の認識がなかったりするかもしれないので、そこは確認の必要があるかなと思いました。 最後の件については、緊急があった場合、もちろん救急車が必要だよねという判断があればもう救急車なんですけど、ちょっと歩いて帰れないとか、そういったことがあって早めに病院に行ったほうがいいだろう程度のときは、教員が行くんじゃなくてタクシー券というのが、責任とかのことを考えるといいのかなというふうに思うので、その辺検討していただけたらいいかなと思いました。 一番最初に言おうと思ったんですけど、本当に丁寧にアンケートを、前回もアンケートを採られていたんですけど、アンケートを取られたり、弁護士さんに聞かれて国家賠償法のこととかに照らし合わせて資料をつくっていただいたということでありがたいなと思いました。ありがとうございます。

西山忠男 委員	近距離の場合、乗り合わせを行うということにするとしても、保護者にはきちんと説明しないといけないと思うんですね。それはどういうことかという、11ページの保護者アンケートで乗り合わせについて不安や懸念に感じることの筆頭に事故時の責任の所在とありますよね。これに対して35%の人が不安に思っている。不安に思っているということは、学校が責任を取ってくれるんじゃないのと、自分が責任を取らなきゃいけないのかな。そこは非常にその人の中ではある意味曖昧で、自分が責任を取らなきゃいけないと思っていない可能性があるんですね。 その人たちに対して3枚目のような、3ページの事故発生時の責任の考え方、全責任は保護者にありますよとはっきり言ったらその人たちは何と言うかなと私は思うんですね。だったら嫌だという人もたくさん出るかもしれません。だからこのことをはっきりお伝えしないといけない。事故を起こしたら全て、申し訳ないけど、あなたが責任を取ってもらうことになりますと、それでもよろしければ乗り合わせをお願いしますという頼み方しかないだろうというふうに私は思うんですね。そこを曖昧にしたら、学校が責任を取ってくれるんだろう、だからいいんだろうなんて思われると大変な間違いが起こることになると思います。
安方史宜 指導課教育審議員	そういったところも含めまして通知文には入れたいと思います。運転者責任を負わなくていいということではないというふうなところも一文入れようかなというふうには考えております。
遠藤洋路 教育長	ですから、保護者が責任を負うという状況をできるだけ減らすように、さっきの可能な限り貸切バスとか、タクシーとかという方法を検討するわけですね。なので、保護者に責任を負わせるということはできるだけないように努めるのが我々の責任なんじゃないかと思うんですね。それはそういうふうにこの資料もなっているわけですから、それをぜひ私たちは目指していかなきゃいけないと思うんです。ですから、そのようにお願いしたい。 これに限りませんが、行政としてつくる資料はやる気がないことは書いちゃ駄目だし、書いた以上はやりますと言うか、できるように頑張りますと言うか、どっちかなんですね。いや、書いたけど、やる方法を考えていませんとか、いやちょっとできないんじゃないですかねみたいな、そういう無責任なことをしないようにしましょうよ。いいですか。よろしくお願いします。

清田晃子 委員	アルコールチェックのところなんですけど、アルコールチェックはどのようにするように想定されていますでしょうか。 あと一点なんですけど、運転される保護者の方に運転者本人が事故のときは責任を負うというのを理解していただくのはそうなんですけど、乗り合わせで乗っていく生徒の保護者の方も運転してくださる方が責任を負うことになるということに承諾というか、運転する人が事故をしたときに損をするじゃないですけど、責任をかぶせられる感じが、善意で乗せていこうと思われた方が全責任を負う形になるのは、そこを部活の保護者の方皆さんが理解しておく必要がすごくあると思うんですけど、その辺はいかがお考えか教えてください。
安方史宜 指導課教育審議員	まず、アルコールのチェックについては、基本的に自己申告、それから顧問が確認をするというふうなところで考えております。飲酒してから何時間空いているとかいうふうなところでチェックをしてもらうというふうなところになると思います。 それから乗せてもらう人に責任を全部押しつける形になるというふうなのもアンケートの中では確かに出たところですよ。そういったところも含めて、自分のこどもが乗り合わせ送迎に参加するかどうかというふうな確認も年度当初は取ろうかなというふうに考えておるところです。
清田晃子 委員	アルコールチェックが自己申告だと、本当はちょっと前の日飲み過ぎちゃったんだけど、運転することが決まっていたから大丈夫かなと思われる方が出てこないとも限らないんじゃないでしょうか。その辺はいかがお考えですか。
安方史宜 指導課教育審議員	そういったところもありまして、アルコールチェッカーとか、そういったところについても各学校で購入してもらうとかというふうなところで検討していきたいというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	アルコールチェッカーみたいなのはそういう飲酒運転とかの判断には使わないでくださいねと書いてあると思うんですよ、責任を持てないし、正確なものじゃないから。ですから、公式見解としては自己申告なんでしょうけど、当然参考にはするんでしょう。それで判断しますということは、多分アルコールチェッカ

村田 慎 委員	一を作っている会社はそこに責任を持っていないのでできないんですけど、それも見て判断するということは当然必要なんじゃないかと思えますけど。 あとはどうですかね、こどもを乗せようが乗せまいが、それは飲酒運転はやめてほしいなと思えますけど、保護者の方にも。 アンケートの保護者のところにもありましたけど、参加できる生徒とできない生徒が出てきて大会の参加機会がなくなってしまうということが一番こどもたちにとっても、こどもたちに部活を楽しく頑張ってもらいたいと思っている保護者にとっても一番大切なことだと思います。乗り合わせがやむを得ないというときの場合に責任を伴うということももちろんですけど、そうしたときに例えば今後どうなっていくか分かりませんが、バスとか、タクシーとか、そういう形になって一部保護者の負担とかになりますというふうに、もしなっていた場合にも、まずこどもたちに均等に参加できる機会を与えたいということがしっかりと真摯に伝わること。保護者も協力していかないといけないなというふうに思っていたけるように周知ができればきっと理解も広がっていくんじゃないかなと思うんです。ただ9ページのところの保護者にマニュアル等を読んでもらってルールを理解するというこれだけだと、どうしても今までも、いいよいよ、乗って行ってよという乗りでやっていた方々にとっては、なかなかその責任の重さというのが浸透しない可能性もあるなというふうにちょっと心配をされていて。そういう善意はとてもありがたくて今まで成り立ってきたと思うんですけど、その善意だけでは駄目で、だからこそ事故が起きてしまったりしたということで、命を預かる責任を伴う重大なことであるということが今以上に自分事であるというふうに意識していただくためにも、例えば毎年4月、部活動で総会とかあると思うんですけど、そういう機会とか、定期的にきちんと説明をして、そういうのをご本人たちに例えばすぐーとかの通知とかではなくて、たくさんいる中でしっかりとそれぞれで認識を共有していくという場がないとなかなか自分事として意識してくれない方もいると思うので、周知の仕方も大切ななというふうに思います。
安方史宜 指導課教育審議員	ありがとうございました。 安全の指針、それから事故防止等のマニュアルについても作成しておりますので、委員おっしゃるとおり、年度初めの部活動の

遠藤洋路 教育長	総会とか、各部に分かれての分科会とか、そういったところで顧問からしっかり周知をしていただこうかなというふうに考えております。ありがとうございました。 あれなんですかね、さっきの2ページのところで言うと、4と5が逆なんですかね、じゃ。乗り合わせを誰も都合がつかないとか、そんな責任を負うなんて嫌ですと言って誰もしてくれないときに貸切バスとかタクシーを検討する。もし乗り合わせだとどうしても行けないこどもが出ちゃうという場合に貸切バスやタクシーで送迎できないかを検討して、それもできないんだったら参加自体を中止するとか見直すという、そっちのほうの実態に近いということですか。
安方史宜 指導課教育審議員	今、教育長がおっしゃったように実態としてはそうかなというふうに考えております。
遠藤洋路 教育長	そしたら逆にする。なぜかという、今、村田委員がおっしゃったり、さっきからも少し話が出ていますが、この今の2ページのフローで言うと、最後の判断は保護者になっているわけですよ、乗り合わせ可能かという。あなたが送っていかないと中止か見直しですよという最終判断は保護者になっているわけですが、逆だったら保護者がやってくれないときに市がやりますかと、市ができないときに中止か見直しですよという最終手段が市のあるいは学校の判断になるわけですよ、貸切バスやタクシーだったら。最後の中止や見直しをしないために取れる方法はないですかという判断を保護者にさせるのか、学校や市がするののかという意味でいうと、逆のほうがいいのかもしれないというふうにも思ったんですけど、そこはどうなのでしょう。 そしたら、いや、すみません、予算がないですからできませんと言って中止・見直しに最後になるのか、さっきの指導課みたいな考え方だとそうなるわけですが、そうじゃなくてもうちちょっと一生懸命何とかできるように頑張ろうと思うんじゃないのか、指導課も。指導課もというのは悪いけど、教育委員会や学校も。
杉本佳秋 指導課長	教育長がおっしゃるように、最後の判断が保護者に委ねられるというのは、非常に私たちとしては保護者に申し訳ない気持ちでありますので、最後の判断は教育委員会のほうで対応できるように予算獲得に向けて頑張っていきたいと思います。

遠藤洋路 教育長	予算獲得も大事なんだけど、その前に最後の判断を保護者に委ねちゃうと、それこそ同調圧力とかプレッシャーが大きいのではないのかということ、市のほうでそこはできる限り努力しますという姿勢のほうがいいのかなという気もするのですよね。いいんですよ、だから予算獲得に頑張ってもらいたいけど、それはそれとして。順番を変えますかね、どうしますかねと、どうしますか。
杉本佳秋 指導課長	順番を変えさせていただきたいと思います。4番を乗り合わせ可能かにして5番を貸切バス、タクシー可能かというふうに変えさせていただきたいと思います。
西山忠男 委員	責任問題からいうとそういう順番になるかもしれませんが、先ほど私が申し上げたように、遠距離は貸切バスというふうに決めたほうがいいと思いますよ。それは私は絶対そっちのほうがいいと思いますね。
遠藤洋路 教育長	じゃ、枝分かれする感じ。3の後は遠距離ですか、近距離ですか。近距離だったら乗り合わせ可能か、できなかったら個別にタクシーとか貸切バスで、遠距離だったらもう最初から貸切バスかタクシーで、それがどうしても都合によってできないときは乗り合わせで何とかならないかという、状況によってこの4と5の順番が変わるという感じですか。
西山忠男 委員	仮に私が保護者の立場でよそのお子さんを3人乗せていけと言われたときに、パークドームまでと言われたらまあいいでしょうと言うと思うんですよ。だけど、人吉まで行けとか、天草まで行けと言われたらちょっと考える。ちょっと責任重いなと負担感がありますよね。実は距離というのは物すごい大事だと思います。ですから、遠距離はやはり原則貸切バスという方向で行ってほしいと私は思いますけど。
遠藤洋路 教育長	さっき澤委員がご提案したように両方にするという方法もあるんですけど、両方並列にしちゃうとどういう場合にどっちなのということが分かりにくくなるかなと思うので、順序ははっきりさせてもいいのかなというふうには思うんですけど。

澤栄美 委員	今の西山委員のお話も取り入れると2種類のフローがあってもいいのかもしれないと。枝分かれじゃなくて2種類のフロー、遠距離と、遠距離の場合はこの流れという。
遠藤洋路 教育長	遠距離だったら最初から徒歩、自転車で移動可能かはないですね。
澤栄美 委員	ないはずですね。
遠藤洋路 教育長	歩いて行けないことはないという考え方もあるかもしれないけど、そうじゃないですね。
澤栄美 委員	中学校の場合、あまり市外でというのはあまり多くはないと思うけど、やっぱりあると思うんですよね、強いところは。だからそういうふうに2種類のフローがあると、どうしても自転車で行きたいというこどもがいたら別ですけど、あるといいかなというのと、一つ、さっきから聞きたいなと思っていたことをついでに聞いてもいいですか。
澤栄美 委員	予算のところに関係してくると思うんですけど、就学援助というのはみんなが必ずやるということに対して、例えば修学旅行とか、それとか給食費とか、それに対して補助があるわけですよね。例えば部活は結局希望者がしているわけじゃないですか。その中にふだん就学援助を受けているようなこどもがいた場合に部活の必要費も幾らまでは補助するとか、そういうのはあり得ないですかね。
遠藤洋路 教育長	部活動費とかも国の費目には入っていたような気はしますが、ちょっと定かではないですね。担当はどちらですか。
上坂恭士 学務支援課長	就学援助につきましては、生活保護を受けていらっしゃる方とそれに準ずる家庭ということで区分が分かれておりまして、国の生活保護受給者については、部活動費もそれを含めて支給されているという形になっています。準ずるほうの方につきましては、各市町村ごとに支援の形が違いますけど、熊本市においては現在のところは支給できていないという形で運用しております。
澤栄美 委員	準ずるというのは、生活保護ではないけどということで、収入

	によって区分が違うということですよ。就学援助に準ずるということですか、生活保護に準ずるということですか。
上坂恭士 学務支援課長	生活保護に準ずるような、所得の要件で経済的な面で見て準ずるという形の方になります。
澤栄美 委員	さっき準ずる人のほうには支給されていないということは、就学援助のほうの方がより生活に困窮されているということの理解ですかね。
遠藤洋路 教育長	今の説明は多分生活保護は国が決めていますので、国が決めたとおり出るんですけど、つまり就学援助のほうは生活保護ではない人のそれに準ずる人への就学援助という意味ですよ。それは自治体が決めていますので、熊本市は部活動費は出していないけど、国が決めている生活保護のほうでは部活動費が出ているということよろしいですね。
澤栄美 委員	生活保護以外に2種類あるというふうに捉えていたので、就学援助を受けている人には部活動費は出していないということですか。
遠藤洋路 教育長	そうです。熊本市ではそうです。
澤栄美 委員	そうなんですね。それは熊本市で決められることなんですかね。
遠藤洋路 教育長	そうです。熊本市で決めています。
澤栄美 委員	予算の中でちょっと難しい場合、生活に困窮している子どもたちが部活できなくなるんじゃないか、試合に参加できなくなるんじゃないかというような話の中で行くと、それがそっちのほうでも出ると少し楽になるのかなというふうに思ったのでお尋ねしたんですよ。 もちろん予算要求の部分はまたもうちょっとほかの子どもたちとの関係とかもあると思うんですけど、生活困窮している子どもたちが自分が教育を受ける権利をほかの子どもたちに比べてあまり受けられないというようなことであれば、部活動にも何か援助があるといいかなとは思いますが、難しいことでなけれ

遠藤洋路 教育長	ば。 今、就学援助に部活動費は入っていませんけど、来年9月から予定している新しい部活動の場合に、生活保護や就学援助の方には参加費、それを減免するというので今考えていますので、そこはある程度の配慮はされるのかなというふうには思っています。 ただそこは交通費、バス代ということではなくて、そもそもの部活動の指導者のお金とか、そういう部活動への参加費の部分なので、それ以外に例えばタクシー代とか、バス代とかという部分は今のところそういう支援はないということですかね。
澤栄美 委員	分かりました。 もとの話に戻るんですけど、予算というのはすごく、この間の総合教育会議でも、苫野委員が念願の研修費を上げてくれという発言をされたんですけど、やっぱり予算を取るというのはすごく難しいんだなというふうに、さっきの城東小学校、藤園中学校の建築費のことなんかにしても全部がお金がかかることなので難しいんだろうなと思うんですね。 貸切バス、タクシーが可能かという部分できちっと決めて、このくらいまでという、こういう場合はというふうに決めると予算要求も、さっき無理だろうと思っていたとおっしゃって、その気持ちも分かるなと思ったんですけど、ここまではというのをきちっと決めて予算要求すると通りやすいかなというふうに思ったので、そんなふうに頑張っていたらと思います。
遠藤洋路 教育長	おっしゃるとおりだと思います。優先順位が高いか低いということなんですよ、予算要求というのは。予算要求するのはつくから予算要求するとか、つかないから予算要求しないということじゃなくて、やっぱり必要だからするんですよ。要るからするんですよ。教育委員会とか、ほかの局も含めてこれは絶対要るんですというものをみんなで要求する中で優先順位をつけて、財源は限られていますから、その中でも優先順位が高いものに予算をつけるわけですから、貸切バスやタクシーの中でもおっしゃるように優先順位が高いものもあれば低いものも、低いものはないかもしれないけど、高いものともっと高いものがあるわけですよ。ですから、特にこの部分についてはどうしても必要なので予算を優先してつけてくれという要求ができるのであれば、それ

	はつく可能性が高いという、今、澤委員がおっしゃったとおりだと思いますので、それは西山委員がおっしゃるようにすごく遠いとか、いろんな事情があってもこの部分は保護者が運転できないからバスかタクシーが必要なんですよということを対象を絞って言っていけば、より予算の獲得につながるんだと思います。 さっきみたいに8億とか、10億とか全部くださいと言ってもそれはつかないですよ。それは全部やったらこうなりますよという数字ですが、その中でどこまで本当に現実的に要るんですかと、保護者が運転できるところもあるんじゃないですかと、でもここはどうしても無理なんですというところを教育委員会としてどれだけ絞り込んで要求できるかということだと思うので、そういうことでぜひ考えていただけるといいかなと思います。 フローを2つつくりますか。遠いときと近いときですか。それがいいのかな。そうすると近いときには最終的に乗り合わせができるかどうかで決まるということは変わらない。近いときは誰が近いんだから送っていけよみたいな感じになるのか。これは4と5の下にもう一回貸切バス、タクシーを入れる、敗者復活みたい。それも変ですよ。
澤栄美 委員	そうなるとちょっと変だと。やっぱり遠い近いで2つに分かれて、貸切バス、タクシーになるのはこういう条件で、乗り合わせになる場合はこの条件でという条件の内容が、この中にそれをごちゃごちゃ入れると見にくくなるので、注意事項みたいな感じでその辺の具体性を持たせたらいいのかなと。 距離にしても、さっき天草と人吉を例に挙げられましたが、微妙な山鹿とかは割と近い、菊陽とか、その辺の距離感もあると思うので、そこら辺も検討の中に入るのかなと。
遠藤洋路 教育長	人によって感覚が違いますよね。だから保護者の中で別にそんな人吉、運転しても全然いいですよという人ばかりの部活だったらそれでいいんでしょうし、いやちょっと、という保護者が多ければまた違うので、山鹿まではいいですよとか、そういう決め方もなかなかできないかなというふうには思いますけど、距離の間隔が人によって違うかなと思って、どうですかね。
澤栄美 委員	地名で言うところとちょっといろいろと差し障りあるかもしれないので、距離としてこれ以上というのをある程度こっちから出して

	おけば、基準としてはこの程度ですよというふうに出すというのは、それでもオーケーというふうに、検討するわけですから、オーケーというのであればもうその人がそこまでして送迎したいならいいのかなとは思いますが、どうですかね、ちょっと私も今思いつきで言っていますので。
遠藤洋路 教育長	距離を何キロまでみたいな感じで、熊本市内でも結構場所によって違うと思うし。
澤栄美 委員	悪路の場合もあるし、ということを言うと運転時間になりますかね、距離じゃなくて。
遠藤洋路 教育長	だんだんその辺になると主観的な運転が好きか嫌いかとか、得意か苦手かということで変わってくるような気がしますけど、どうなんですかね。
西山忠男 委員	事故の大きさを考えると高速道路での事故が非常に怖いので、高速道路を使わざるを得ない場合には貸切バスというふうな決め方もあるかと思いますが、どうでしょうか。
遠藤洋路 教育長	なるほど、それは一理ある気がしますね。確かに天草は高速道路じゃなくて行くことも多いですけど、でも確かにそれは一つの基準としてはあるかもしれないですけど。 清田委員、村田委員は保護者としてはいかがですか。
村田慎 委員	すみません、先ほど私、ここで意見を言ったんですけど、完全に自分の中ではこのフローの中の4番と5番が逆の認識で言っていました。保護者送迎可能か、乗り合わせ可能か最終的に貸切バスやタクシーに頼らざるを得ないかという感覚で言っていました。
遠藤洋路 教育長	これは逆のパターンも確かにあると思います。 清田委員はどこまでだったら運転できますか。そういう質問じゃないか。
清田晃子 委員	でも確かに西山委員がおっしゃるとおり、この間の事故も高速だったわけですから、高速で事故に遭ったときの被害の大きさは計り知れない部分があるので、高速、さっきの天草の有料道路は

	どうなのかなというのものもあるけど、でも高速ではないから、高速道路はちょっと基準にはなるのかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 実際の事故の事例を見てもそうというのは説得力がありますね。大体そんなぐらいで基準としてはいいんじゃないかという感じ、村田委員は乗り合わせできないときに貸切バスかタクシーかということは、別に距離とか、あまりそれは関係ないんじゃないかということですか。
村田慎 委員	距離については、その運転、住んでいる方々の場所によっても違ってきてしまうというのもあるので、時間で決めるというより距離で、例えば出発地点、それぞれ自宅からだと思うので、学校からどれぐらい離れているかの何キロ以上離れている場所に行くかとか、数字で決めておくというのは一つあるんじゃないかなと思いました。
遠藤洋路 教育長	実際に運転する距離は確かに違うかもしれない、家からかもしれないけど、決めるとしたらそうでしょうね、家からだ人によって違っちゃいますし。高速かどうかという決め方はどうですか。
村田慎 委員	高速に関しては西山委員や清田委員がおっしゃっていたように、事故になったときの責任の大きさというのがあるので、最初から高速を使うときは貸切バスなどを考えるというふうにもうフロー図で決めておくというほうがいいと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 じゃ、そういうフローを2つつくるということにして、高速を利用するかしないかということの一つ基準にして書き分けるとい、そういうことで進めていいですか。 今までいろいろ議論して、大体やり方としてはもうこのような感じしかないのかなと、出尽くした感はあると思いますので、これからはそれをまとめていく段階かなと思いますので、では、今の議論も踏まえてそうした形でまとめさせていただきたいなと思いますので、最後にまた出すときには皆さんにご覧いただいて通知を出すということにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本件は以上といたします。

日程第5 報告

・報告（1）令和9年度（2027年度）熊本市立学校管理職等採用選考試験の志願状況等について

《萩本広智 教職員課長 報告》

西山忠男 委員

1 ページ目の校長選考と教頭選考なんですけど、小学校と中学校の別で言うとうなりますか、教えてください。

萩本広智 教職員課長

小学校、中学校のそれぞれごとの志願者の状況ということでしょうか。

西山忠男 委員

要するに私が言いたいのは、小学校と中学校で、女性教員で教頭とか校長になりたい人の割合がどれくらい違うかということを知りたいんです。

遠藤洋路 教育長

志願状況の小学校と中学校の人数の内訳ということですかね。

西山忠男 委員

そうですね。

萩本広智 教職員課長

今手元にございませんで、すぐ確認させていただきたいと思っています。

遠藤洋路 教育長

じゃ、お願いします。

そのほか、ほかにありましたらお願いします。

この最後のページの年齢別の分布図を見ると、確かに40代、50代が少ないというふうに、平成24年度と比較すると半分ぐらいになっていますけど、全体のバランスで言うと平成24年より今のほうが大分よくなっていますので、今のような採用を続けていけばある程度平準化できていくのかなというふうには思いますけど。

西山忠男 委員

教諭の中で、採用後、二、三年以内に辞める人はどれくらいの割合でおられますか。

萩本広智 教職員課長	そこもデータを準備したいと思います。すみません。
遠藤洋路 教育長	それは西山委員、何か問題意識があるんですか。
西山忠男 委員	この間、教員採用面接をしたときに水田さんがそういう話をちょっとして、案外すぐ辞める人が多いんですよという話を水田さんから聞いたものですから、実際どうなのかなと思ってお尋ねしたんです。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 そんなに多い印象はないですけど、どうでしょうね。ちょっと数字を見てみないと分からないですけど。 ほかは特にありませんか。 見ていただいて分かるように、校長選考はかなり皆さん、93%とか非常に高い率で受けているわけですけど、教頭選考のほうはだんだん受ける人が少なくなっているということで、構造的な問題なのかもしれませんが、もっと管理職を目指してもらうような方法とかあるいはそもそも選考の仕組み自体を見直すとか、何らか必要な気もするんですけど、その辺についてのお考えがあれば伺いたいと思うんですが。
西山忠男 委員	総合教育会議のときも指摘しましたが、女性が教頭になる割合をもっと増やすべきだと思うんですよね。今、人口減社会になってしまってあらゆるところで人が足りない、自衛官が足りない、警察官が足りない、教員が足りないという事態で、女性に活躍してもらう以外はないと思うんですよね。やはり女性が教頭になりたいと思わない理由は何かと言うと、やっぱりライフイベントだと思うんですね。子育てとの両立が難しいとか、男性に理解がないとかいろんな理由があると思うんですけど、そういうところを今、日本全体が社会が変わらなきゃいけない状況にあるので、やはり我々としてもそういう将来性のある若い女性教諭をエンカレッジして育てていって管理職を目指してもらうという道筋をつけなきゃいけないと思います。 それで、ある女性管理職、大学の人から聞いた話では、女性は3回背中を押せと、1回言ったぐらいじゃなかなか動かないと、3回背中を押ささいということを言われたんですね。あなた、教頭試験を受けなさいよと1回言ったぐらいじゃ、いや、私とて

	もとてもと必ず言いますと。だから2回目、3回目と背中を押してください。校長先生あたりがそういうふうには有望な女性教諭の背中を繰り返し押していただければ、もう少し目指す人も出てくるんじゃないかなと。それから女性教員に対するサポート体制、これも充実させていく必要があるというふうに私は思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 女性、全体の人数が減ってきていますが、これまで男性のほうが多かったわけですから、男性がどんどん減っているけど、女性を増やしていけば人数も確保できるし、バランスも取れるんじゃないかという、そういう方向性ということでしょうか。分かりました。
澤栄美 委員	教頭先生の今年度平均年齢48.8歳で、その前の年は49.6歳なんですけど、これはあくまで平均ですよね。最後の教員の年齢分布、これは教諭になっていますけど、養護教諭とかも受けると思うし、栄養教諭も受けると思うので、これは教員に直したほうがいいんじゃないかなと今気づきましたけど、全体的に若くなっているんで、20代とかで教頭を受ける人はいないと思うんですけど、30代ぐらいがどのくらい受けていて、40代ぐらいがどのくらい受けていてとか、平均が例えば50代がえらい引き上げて48.何歳になっているのか分からないんですけど、若い人はまだこどものそばでいろいろ指導したいという思いの人が多いいと思うんですけど、分布とかも分かるといういろんなことを考えられるかなとは思ったので、そこも今すぐには多分出ないと思うので、またおいおい教えていただければと思います。
遠藤洋路 教育長	教職員課長。
萩本広智 教職員課長	少々お待ちください。
遠藤洋路 教育長	というのは、今待っていればいいのか、それとも後で答えますという意味。
萩本広智 教職員課長	すぐ出そうと思ったんですけど、まとめてお答えします。
澤栄美 委員	しつこいようですけど、受けるのは教諭だけじゃないので。事務職員も受けられたりしますよね。年齢分布は教職員で出されて

	いるのか。教諭だけで出したんですかね。
萩本広智 教職員課長	この内容の細かいところの職種というところでよろしかったですかね。
遠藤洋路 教育長	つまり一番最後のページの教諭の年齢分布とありますけど、栄養教諭や養護教諭や事務職員も受けられるので、母集団がどうですかという話をするんだったら、教諭だけじゃなくて受験資格のある人みんなここに入れないとおかしいんじゃないですかという指摘だと思いますけど。
萩本広智 教職員課長	承知しました。ちょっと確認いたします。
遠藤洋路 教育長	澤委員おっしゃるように、もっと若い人が受けるために何か受験資格みたいなものも、今、経験年数とか10年ですか、10年経験した人とかなので、それをもっと短くするとか、なくすとか、そういう方法があるのかもしれませんが。それが合格に結びつくのかどうかはまた別の問題ですけど、でも若い頃から管理職を目指すという人が試験を受けられるようにするという意味はあるのかもしれないですね。
澤栄美 委員	前にお話ししたと思うんですけど、この主幹教諭の扱いというのが熊本市の場合は、主幹教諭は教頭になる準備の人みたいな、そんな感じの捉え方になっていますよね。私が若かったときは、たまたま私の知り合いの養護教諭が東京で主幹教諭であり、教務主任でありみたいな人がいて、例えば生徒指導に特化した主幹教諭、何とかに特化した主幹教諭というふうに分けられているということで聞いていたので、主幹教諭ならいいなと思った時期があったんですよ。別に教頭とか校長になりたいわけじゃなくてというところがあったんですよ。もし熊本市の場合、教頭の前のプレ教頭みたいなのであれば、こちら辺だったら私は若い人でも受けていけると思うんですよ。 特に私のイメージですけど、学校の主幹教諭の先生方は補助的な役割をしている人が多くて、中学校とかで言うと教科を持ちながら、例えば教諭に何かあったときにはその補助をするとか、何かがあったときは主幹教諭に頼むとか、そういう役割が多いと思うんですけど、さっき言ったような東京の状況、全部の区がそうだったかどうか分からないんですけど、そういう状況を考える

	と、このことについては自分が例えば生徒指導部会みたいな研究会みたいなのに入っていて、そのことをしっかりとこの学校で役立てたいという思いがあれば、そのことをもっと勉強する機会にして教頭になる方向性も見ながらというので、ここを広げるというのも一つあるのかなというふうに思いました。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 主幹教諭をもっと増やせばそこから教頭になる人も増えるんじゃないかという意味ですか。
澤栄美 委員	私の想像ではです。確実にそうとは言えないと思うんですけど、30代前半の人とか、30代半ばの人が受けるというときに、教頭試験を受けて落ちた人と言うと変ですけど、教頭試験で合格までは行かなかったという人が主幹教諭として次に教頭試験は1次免除になるんですよ。だから主幹教諭の時期という、自分の中で管理職の仕事も見ながら、自分が得意としているというか、もうちょっとやりたいなと思うことを徹底的にやるような期間として設定すると、30代の若いぐらいの人でも受けてみるという気にはなれるのかなと思ったりもしますが、どうか分かりません。
遠藤洋路 教育長	分かりました。
萩本広智 教職員課長	現在、主幹教諭は規模の大きい学校に配置しておりまして、教頭は全校配置ということで、数が教頭の数に比べて少ないので、そういったところでどういうキャリアパスをやっていくかというのはちょっと検討課題になるかなと考えているところです。
遠藤洋路 教育長	そういう管理職の前段階みたいなものがもっとあれば、そこから管理職を目指すというルートは確かにあるのかもしれないですね。 さっきのあれは分かりましたか、教職員課長。
萩本広智 教職員課長	整理してまとめてお答えしたいと思います。今しばらくお時間をいただければと思います。
遠藤洋路 教育長	分かりました。 そしたら次に行ってもいいですか、教職員課長は分かり次第

で。

では、ほかになければ本件は以上といたします。

- ・報告（2）令和9年度市立高等学校使用教科用図書の採択について

《杉本佳秋 指導課長 報告》

- ・報告（3）令和9年度（2027年度）熊本市立平成さくら支援学校使用の附則第9条図書（一般図書）の採択について

《竹内賢二 総合支援課（特別支援教育）担当課長 報告》

西山忠男 委員

よく理解していないんですけど、今回なぜ2教科だけなんですか。

竹内賢二 総合支援課
（特別支援教育）担当
課長

平成さくら支援学校では、国語と数学以外の教科につきましては作業学習や生活関連学習などの各教科等を合わせた指導として教育課程が編成されておりまして、そういった各教科等を合わせた指導につきましては、教科書は使わずに必要な応じて先生方が自作の教材を使いながら、体験的な活動を中心に授業がなされておりますので、教科として教科書を使うものは国語と数学になっております。

遠藤洋路 教育長

よろしいですか。

では、ほかはないようでしたら、本件は以上といたします。

では、教職員課長。

萩本広智 教職員課長

ご質問の点でございますけど、まず志願者の内訳なんですけど、校長試験が、小学校が男性34名、女性が13名、中学校が男性20名、女性5名、その他委員会等の在籍している者が男性6名、女性5名となっております。

教頭試験でございますけど、教頭試験は、小学校が男性23名、女性7名、中学校が男性20名、女性5名、その他委員会等の在籍者が男性13名、女性5名ということになっております。

それから教頭試験の受験者の年齢分布でございますけど、30

	代が1名、40代が40名、50代が32名となっております。 それから最後の参考資料2の職種なんですけど、こちらは栄養教諭や事務等は含まれておらず、教諭とビジネスの教員で今比較をしているというものになります。 それから退職者の状況なんですけど、採用された年度内に退職した新規採用職員の数なんですけど、令和7年度は9名、令和6年度は11名、令和5年度が4名、退職者が出ているという状況でございます。
澤栄美 委員	年齢分布のお話なんですけど、受験者がいないから教諭だけにしたということですかね。栄養教諭や養護教諭や事務職員の受験者がいなかったということですかね。これは今、平成24年の頃にはそういう受験者がいなくて、今はいるけどということで比較にならないから教諭だけにしたということなんですかね。
萩本広智 教職員課長	前回6月に数をお出ししたときに、学校現場の教諭・教員の数でお出ししましたので、それが令和8年度の数でしたので、それに見合う数字ということで、平成24年度の数字を出して比較してお示したというところでございます。そういう意図でございます。
澤栄美 委員	それと比較したからということではあるんですけど、例えば去年だと養護教諭出身の教頭が今年の採用で2人でしたか、いたし、栄養教諭とか事務職員が受けられたかという私のほうで把握していないんですけど、やはりそれは教職員が受ける機会があるならば、今後全部で比較してもらいたいなという思いはあります。今、教諭と教員というお話をされましたけど、学校教育法、免許法の中では、教員というのは教諭も養護教諭も栄養教諭も入るんですよね。それは教育職員です。教育職員イコール教員なんですよ。専門学校のを教員と違って別にされているのかなと思いますけど。あともう一つは、だから事務職員も入れば教育職員じゃなくて教職員になるんですよね。だからそれが入るならばここは教諭というふうに限定せずに、きちっとちゃんとしたと言うと変ですけど、正式な言葉で、これは教育センターが出している教員の評価項目だったんですかね。あのときにも私申し上げたんですけど、教諭は教員というふうに出されていて、養護教諭と栄養職員と事務職員となっていたので、そこは教諭と養護教諭、栄養教諭、事務職員とすべきじゃないかという話をしたんです

遠藤洋路 教育長	けど、その辺の用語の使い方というのは正確にしていきたいというのと、学校は確かにマジョリティーとしては教諭が一番多いわけですね。だけど、学校の仕事というのは全ての教諭だったり、養護教諭だったり、いろんな職種の人が集まってこどもたちの教育をしているということを考えると、この辺で教諭だけが優先されるような誤解をされる可能性があるので、そこは言葉としては気をつけていただきたいなというふうに思いました。
〔閉会〕 遠藤洋路 教育長	ありがとうございます。そのとおりと思いますので、次から改善をしていただければと思います。 以上で、本日の会議日程は全て終了いたしました。 では、ほかにご発言がなければ、以上で令和8年8月定例教育委員会会議を閉会いたします。お疲れさまでした。